アクティブワン総合ケアプランセンター
運営規程

（事業の目的）

第1条　株式会社ありがとうが開設する、アクティブワン総合ケアプランセンターが行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対して、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じてアセスメントを行い、介護保険法の基本理念である利用者本位によるサービスの選択、総合的・効率的サービスの提供、公正中立の立場をもって保健・医療・介護にわたる指定居宅サービス等により、居宅サービス計画を立て、利用者の自立の支援および生活の質の向上を図るため総合的かつ効率的なサービスを提供し、「在宅介護」が継続出来るように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。

2　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3　事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4　事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、及び地域住民との連携に努める。

（事業の名称および所在地）

第3条　事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称：アクティブワン総合ケアプランセンター

（2）所在地：福山市春日町１丁目６番２号

（従業者の職種、員数および職務内容）

第4条　事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者　１名（常勤兼務）

管理者は、従業者を指導監督するとともに、事業所の利用者に対して適切な運営がなされるか、また、その運営において関係機関との連携が適切に行われるよう統括する。

（2）介護支援専門員は３名（常勤２名、非常勤１名、管理者と兼務１名）とする。

（3）介護支援専門員は介護保険法の基本理念に基づき、利用者の課題分析・サービス担当者会議の開催・居宅サービス計画の作成および実施状況の把握など居宅介護支援を構成する一連の業務を行う。

（営業日および営業時間）

第5条　営業日、営業時間および休業日は、次のとおりとする。

（1）営 業 日：月曜日から金曜日まで。

（2）休 業 日：土・日曜日、8月12日～8月15日、12月29日～1月3日とする。

（3）営業時間：9時から17時までとする。

但し、介護支援専門員は各自携帯電話を携行し、24時間体制で相談及び連絡調整を行う。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条　指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（1）利用者または家族から直接連絡があった場合は、事業所の相談室または利用者宅により適切な対応を行う。

（2）使用する課題分析表の種類（MDS－HC他）

（3）サービス担当者会議の開催場所：事業所の相談室

（4）介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回は実施する。

（5）モニタリングの結果記録：1ヶ月に1回実施する。

（指定居宅介護支援の内容）

第7条　指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

（1）介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するうえで解決すべき課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

（2）介護支援専門員は利用者及びその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能なことや、位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。

（3）介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、指定居宅サービス基準に置いて位置づけられている計画書の提出を求める。

（4）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後に置いても、利用者及びその家族、主治医、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うこと、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下、モニタリング）という）する。また、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録する。

（5）介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情

報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

（利用料、その他の費用の額）

第８条　　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護支援に係る費用の額については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費においては、公共交通機関を利用して訪問した場合は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程１ｋｍあたり 20 円を徴収する。有料道路や船舶等の費用は実費とする。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　事業所の通常の事業の実施区域は、福山市とする。

（緊急時における対応）

第 10 条　従業者は、サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合や、その他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者へ報告し、主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずる。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区長村や利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、前項の事項の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（苦情解決）

第 12 条　事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

２　事業所は、前項の苦情の内容について記録する。

（虐待の防止のための措置）

第 13 条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待防止のための指針を整備する。事業所は居宅介護支援事業所の従業者に対して定期的な研修を実施する。

（ハラスメント対策）

第 14 条　事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場に置いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従業者等の就業環境が外されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（衛生管理）

第 15 条　事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する事項）

第 17 条　事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図ることに努め、また、業務体制を整備する。

2　対象地域および団体との連絡協議会は、年 1 回以上開くものとする。また、その他種々の行政または機関との協議には、積極的に参加して、意見交換をする。

3　事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

4　従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。

5　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ありがとうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6　事業の実施にあたり、質議が生じたときは関係官庁の指導を得てこれを処理するものとする。

7　事業者は、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介できるよう求めることが出来ることを利用者に説明を行い、理解を得る。

8　事業者は、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者に以下について説明を行い、

理解を得るように努める。

・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

9　介護支援専門員は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービスの総額に占める割合が基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村に届ける。

附則

この規定は、2024 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 9 月 1 日から施行する。